

令和 6 年度

委託 第6号

防災行政無線戸別受信機設置等業務委託（ゼロ町債）

仕 様 書

おいらせ町 全域 地内

おいらせ町

1. 総 則

この仕様書は業務の大要を示すものであり、状況により発注者が、必要と認めた軽微な部分については、受注者は契約金の範囲内においてそれを実施するものとする。

2. 業務場所

おいらせ町全域

3. 期 間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4. 業務詳細

(1) 防災行政無線戸別受信機新規設置(調整)

発注者の指示により町内の世帯を訪問し、防災行政無線戸別受信機(※以下、戸別受信機)の新規設置(調整)を実施する。戸別受信機は主に、災害時の緊急放送や重要な行政情報を受け取るための機器であるため、発注者からの指示については、速やかに履行するものとする。

(2) 設置機器

各世帯に設置する戸別受信機本体一式(壁掛けホルダ等含)、外付けアンテナ、空中線については発注者が受注者に対して支給するものとし、その他必要な消耗品等については受注者が準備するものとする。

(3) 設置に要する資機材及び施工等

本業務に要するすべての資機材については受注者が準備をし、施工に際しては事故等が発生しないよう細心の注意のうえ施工すること。また、各世帯に戸別受信機を設置する際には、電波状況の確認を確実に実施し、電波の受信状況が最良の場所に外付けアンテナを設置し、後日、戸別受信機の聴取不良が発生しないようにしなければならない。なお、施工後、聴取不良が確認された際は、受注者は、再度施工(調整)をし直さなければならない。この際の費用については受注者の負担とする。

(4) 設置(調整)工事日の設定

緊急放送や行政放送の受信を希望する住民の要望に速やかに応えられるよう、戸別受信機の設置(調整)工事日は、発注指示を受けた日から、原則1か月以内に定めるものとする。

ただし、三素子アンテナなどの追加材料の用意に時間を要する場合、その他特段の事情があるときは、その旨、速やかに発注者に報告し、工事の用意ができた日から原則1か月以内に工事日を設定するものとする。受注者は工事の用意ができた場合も、速やかに発注者に報告するものとする。

5. 期間中予定数量

戸別受信機新規設置(調整) → 67件(予定)

※予定件数は、令和2～4年度の平均件数

6. 提出書類

- ・業務着手届
- ・完了届
- ・引渡書
- ・その他発注者が必要と認めた書類

7. 完成時の提出書類(※月ごとに提出)

提出図書等	部数
完成写真(※着手前と着手後がわかるようにする)	1部
その他監督職員が指示した書類	監督員の指示による

8. 支 払

委託料の支払い及び請求方法については、業務の性質及び実態等に合わせ、1件あたりの単価に実施件数を乗じた金額を、各月ごとに請求及び支払いを行うものとする。その際、請求書と合わせて、その月に実施した分の業務実施報告書(※任意様式)と完成写真も提出するものとする。

9. その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方の協議により決定することとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うこととする。